

大鰐町都市公園施設等の概要及び管理基準

施設の概要

- 1 (1) 名 称 大鰐あじゃら公園
- (2) 場 所 大鰐町大字大鰐字出張沢 11-39 他
- (3) 施設規模 面積約 68.4 h a
- (4) 施設内容
 - ・大鰐温泉スキー場 (国際エリア) ゲレンデ部分面積約 41.7 h a
 - ラビットコース 700m (初級)
 - ファミリーゲレンデ 400m (初級)
 - 大谷バーン 200m (初級)
 - 滝ノ沢ゲレンデ 350m (上級)
 - 前平バーン 900m (上級)
 - 神沢バーン 700m (上級)
 - パラダイスゲレンデ 530m (初級)
 - 雨池パノラマコース 4200m (初級)
 - 雨池国際コース 2100m (中級)
 - 第3ペアリフト 506m
 - 雨池ペアリフト 557m
 - 国際ファミリーリフト 864m
 - スキーコミュニティセンター 200 席
(鉄骨造一部鉄筋コンクリート RC 造 2 階建て 延床面積 1,334.50 m²)
 - 圧雪車車庫 (鉄骨造平屋建て 延床面積 381 m²)
 - 駐車場 2 か所 (雨池 350 台、ファミリー150 台)
 - ・ラグビー場 2 面 面積約 44,284 m² 観覧席約 2,800 人 (芝生席含む)
 - 管理棟 (木造 2 階建て 延床面積 333.72 m²)
 - 便所 2 棟 (木造平屋建て 延床面積 33.19 m²/棟)
 - ・野球場 面積約 26,144 m² 観覧席 25,000 人 (芝生席含む)
 - 便所 2 棟 (鉄筋コンクリート造平屋建て 延床面積 55.61 m²/棟)
 - ・テニスコート 8 面 (全天候型アーバンコート) 面積約 5,858 m²
 - 管理棟 (鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て 延床面積 288.74 m²)

- ・わんぱく広場 面積約 15,404 m²
 - 大型コンビネーション遊具 1 基
 - 中型コンビネーション遊具 1 基
 - 便所（木造平屋建て 延床面積 33.19 m²）
 - 駐車場 160 台（5,909 m²）

- ・さくらの園 面積約 11,957 m²
 - 休憩所（木造平屋建て 延床面積 110.55 m²）

- ・野営場 面積約 16,785 m²
 - 管理棟（木造平屋建て 延床面積 239.34 m²）※便所含む
 - ケビン 1 棟（木造 2 階建て 延床面積 79.49 m²）
 - ケビン 3 棟（木造 2 階建て 延床面積 59.62 m²/棟）
 - バンガロー 8 棟（木造平屋建て 延床面積 12.42 m²/棟）
 - 炊事棟（木造上屋 74.8 m²）
 - 受水槽（FRP パネル 呼称容量 13 t 上屋含む）
 - 駐車場 30 台（940 m²）

2 (1) 名 称 茶臼山公園

(2) 場 所 大鰐町大字大鰐字茶臼館 21-1 他

(3) 施設規模 面積約 3.5 ha

(4) 施設内容

・園 地

遊歩道 1 式

修景施設（サクラ、カエデ類他高木類 1 式、つつじ他低木類 1 式）

休憩所（木造 2 階建て 延床面積 47.0 m²）

便所 2 棟（木造平屋建て 延床面積 7.0 m²、15.0 m²）

展望台（鉄筋コンクリート造一部木造 2 階建て 延床面積 151.0 m²）

東屋 2 棟（鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て 延べ床面積 12.3 m²、12.3 m²）

水屋 1 棟（木造平屋建て 5.0 m²）

駐車場 40 台（990 m²）

3 (1) 名 称 蔵館児童公園

(2) 場 所 大鰐町大字蔵館字山下 55 他

(3) 施設規模 面積約 0.15 ha

(4) 施設内容

・広場

宇宙船遊具 1基

4連板型ブランコ 1基

滑り台 1基

スプリング乗物 2基

3連鉄棒 1基

山型雲梯 1基

4 (1) 名称 清川児童公園

(2) 場所 大鰐町大字虹貝字清川 154-1 他

(3) 施設規模 面積約 0.82 ha

(4) 施設内容

・広場

大型コンビネーション遊具 1基

4連板型ブランコ 1基

ゾウさん滑り台 1基

スプリングシーソー 1基

スプリング乗物 2基

雲梯 1基

FRP アニマル (置物) 6基

管理の基準

利用対象者 町・県民等

年間利用者数 延べ約 50,000 人を見込む

(1) 開園時間

原則として、午前8時から午後5時まで

なお、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ担当課の承認を受けて開園時間を変更することができる。ただし、基本的に経費の増加は認めない。

(2) 休園日

指定管理者と担当課が協議のうえ決定する。

(3) 使用料

有料施設使用者から徴収する使用料の額は、大鰐町都市公園条例（以下「条例」という。）別表第2（施設使用料）、大鰐町あじやら公園施設使用規則別表（付属設備等使用料）に定める額とする。

ただし、条例に基づき使用料の額は、条例で定めた使用料に 0.4 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で町長の承認を得て定めることができる。

(4) 使用の制限

使用の許可を拒む場合は、条例第 3 条（行為の制限）の規定に従って行うこと。使用の許可を取消、又は使用を停止する場合は、条例第 11 条（監督処分）の規定に従って行うこと。

ただし、いずれの場合も、あらかじめ担当課に協議し、その承認を受けなければならない。

(5) 連続使用の承認

同一の利用者について、引き続き 5 日を超えて使用を認めようとするときは、あらかじめ担当課に協議し、その承認を受けなければならない。